第15回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

第15期

（2019年8月1日から2020年７月31日まで）

■事業報告

- 新株予約権等の状況
- 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

■連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

■計算書類

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

法令および当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、当社ウェブサイト（https://www.nippon-ski.jp/）に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

日本スキー場開発株式会社

(1) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		2015年12月３日	2017年12月12日
新株予約権の数		13個	110個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　5,200株 （新株予約権１個につき400株）	普通株式　22,000株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり521,400円 （１株当たり1,304円）	新株予約権１個当たり203,200円 （１株当たり1,016円）
権利行使期間		2017年12月５日から 2022年10月31日まで	2019年12月14日から 2025年10月31日まで
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　13個 目的となる株式数　5,200株 保有者数　１人	新株予約権の数　110個 目的となる株式数　22,000株 保有者数　２人
	社外取締役	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者数　０人	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者数　０人
	監査役	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者数　０人	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者数　０人

（注）2018年11月１日付で行った普通株式１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款および取締役会規程その他社内規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督します。

ロ．取締役は、法令、定款、取締役会決議および社内規程に従い職務を執行します。

ハ．取締役の職務執行状況は、監査役会規則および監査役監査基準に基づき監査役の監査を受けます。

ニ．取締役の報酬は、社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会での審議および諮問内容を踏まえ、取締役会で決定します。

ホ．代表取締役社長は、コンプライアンスに関する基本方針を取締役および使用人に周知徹底し、法令遵守を当社の企業活動の前提とします。

ヘ．内部通報規程等に基づき、取締役が法令および定款に違反する行為を発見した場合に通報できる、社外の弁護士、当社監査役および/またはコンプライアンスを統括する管理本部長を直接の情報受領者とする通報制度を整備、運用します。

ト．当社は、「NSD行動指針」および反社会的勢力排除規程等に基づき、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力とのかかわりを一切持たないこととします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存および管理については、取締役会規程、文書管理の原則を定める組織規程および情報セキュリティ管理規程等の定めに則り適切な保存ならびに管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

管理本部を主管とし、組織規程に規定する責任と権限に基づき、評価と改善を行います。新型コロナウイルス等の未知の感染症の拡大、超大型の台風や大地震などの自然災害または不正行為の発生等の有事の際には、代表取締役社長自ら、または代表取締役社長の指示に従い、管理本部長など、適切な者を対策本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し、迅速な対応を行います。これにより、損害の拡大を防止し、最小限に止めるよう努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性に関しては、経営会議、任意の指名・報酬委員会および内部統制委員会等の設置による意思決定の効率化および適正化を図ることとしています。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令遵守状況を確認し、かつ、法令違反等を防止するため、業務執行取締役で構成する内部統制委員会による調査や内部監査室による内部監査ならびに特命監査を実施します。また、内部通報規程等に基づき、使用人が法令および定款に違反する行為を発見した場合に通報できる、社外の弁護士、当社監査役および/またはコンプライアンスを統括する管理本部長を直接の情報受領者とする通報制度を整備、運用します。なお、内部通報を受けて、管理本部長を中心に、必要な調査等を実施し、通報者に回答するとともに通報者には通報による不利益を生じさせないこととします。

上記の法令遵守を徹底させるため、当社および当社子会社において、使用人を対象として、研修教育を実施します。

⑥　当社ならびに親会社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、法令遵守体制、リスク管理体制、経営の透明性を確保し独立性を維持しつつ、親会社のコンプライアンス本部および内部監査室との連携体制を構築します。当社は、子会社の自主的経営及び独立性を尊重しつつ、グループ会社として相互に協力し、ともに繁栄を図るために必要な事項及び子会社に対する管理、指導を行うものとします。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助する専任スタッフは置いておらず、適宜管理本部の人員が監査役の職務を補助する体制をとっております。監査役からの要求があった場合には、当該専任スタッフを置くこととし、その体制は取締役と監査役が協議して決定します。

⑧　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とします。

ロ．監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務を遂行し、取締役の指揮命令は受けません。

また、当該使用人の評価については監査役の意見を聴取します。

⑨　取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は次に定める事項を監査役会に報告することとします。

イ．重要会議で決議された事項

ロ．会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項

ハ．毎月の経営状況として重要な事項

ニ．内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項

ホ．重大な法令違反および定款違反に関する事項

ヘ．その他コンプライアンス上必要な事項

使用人は上記ロ．およびホ．に関する重大な事実を発見した場合は、監査役会に直接報告することができることとします。

⑩　監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および当社子会社の使用人等が監査役に報告する機会と体制の確保にあたり、報告を行った使用人等に対し、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを一切禁じています。

⑪　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした際には、担当部門において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑫　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、業務執行取締役および重要な使用人から自由にヒアリングでき、代表取締役社長および会計監査人とは定期的に意見交換会を開催することとします。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を適宜取締役会に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

①取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令ならびに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を13回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

②監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を17回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会等の重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備ならびに運用状況を確認しております。

③当社子会社における業務の適正の確保について

当社子会社に対して、稟議・押印申請書等の管理を行うことで、その営業活動および決裁権限等を把握し、また、関係会社管理規程等に基づき、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。また、社外取締役を含む取締役および本部長が当社子会社の取締役会・経営会議に陪席し、助言ならびに監視を行っております。

④コンプライアンスについて

当社および当社子会社の役職員のコンプライアンス意識を向上させ、コンプライアンスを推進すべく、役職員の入社時コンプライアンス研修、グループ全体キックオフミーティング時の管理監督職向けの働き方改革に関する研修、その他子会社や事業拠点でのコンプライアンス研修を実施しております。

事業年度ごとに数件程度発生している内部通報については、コンプライアンスを統括する管理本部長がすべての通報事案について調査を実施し、問題のあるものについては、是正措置を講じるとともに、通報事案の対応・調査結果について、常勤監査役に報告しております。

⑤リスク管理について

当社子会社の施設運営上のリスク管理として、当社子会社の索道やアクティビティ施設の運営において、天候不順・強風等による索道の運休、労働災害、来場客の事故や紛争発生の恐れなどに関し、速やかに報告するルールを定め、当社および当社子会社の役員および管理監督職にて事案を共有・把握し、情報・ノウハウの蓄積や迅速な有事対応、改善策の立案・実施を適宜行っております。

労働災害のリスク管理として、当社および当社子会社において労働安全衛生マネジメントシステムを制定・運用し、当社グループの共通ルールである安全意識の三原則（自分の身は自分で守る、半歩先の危険を予測する、危険行動見て見ぬふりは大きな罪）を朝礼で唱和するとともに、当該原則や当社の経営理念の記載された安全推進カードを携帯することとし、安全意識の浸透を図っております。また、適宜通達の発令や安全作業マニュアルの策定を行い、高所作業など労働災害の発生しやすいケースや注意点などを周知し、リスク管理に努めるとともに、従前より行っていたヒヤリハットや危険予知活動の徹底・強化に努めております。

災害リスク管理として、災害時の当社および当社子会社の役職員の安否を迅速に確認・把握すること、また新型コロナウイルス感染拡大防止のための日次の体温や健康状態を把握するためのシステムを導入し、運用しております。

⑥反社会的勢力排除について

反社会的勢力排除規程に基づき、当社および当社子会社の役職員に対し、新規取引先のスクリーニング申請を必須とするとともに、取引先の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むようにしており、反社会的勢力の排除に継続的に取り組んでおります。

連結株主資本等変動計算書

（2019年８月１日から2020年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,666,156	731,532	3,394,754	△114,612	5,677,830
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			139,465		139,465
自己株式の取得				△102,045	△102,045
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	139,465	△102,045	37,419
当連結会計年度末残高	1,666,156	731,532	3,534,219	△216,658	5,715,250

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	53,250	321,109	6,052,191
当連結会計年度変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			139,465
自己株式の取得			△102,045
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	5,454	△53,031	△47,577
当連結会計年度変動額合計	5,454	△53,031	△10,157
当連結会計年度末残高	58,705	268,078	6,042,033

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴　連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　10 社

・主要な連結子会社の名称　白馬観光開発株式会社
めいほう高原開発株式会社
川場リゾート株式会社
株式会社北志賀竜王
株式会社スパイシー
株式会社鹿島槍
栂池ゴンドラリフト株式会社
株式会社岩岳リゾート
株式会社ハーレスキーリゾート
株式会社Geekout

⑵　持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

⑶　連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

①　連結の範囲の変更　2020年6月15日付で信越索道メンテナンス株式会社の全株式を譲渡したことに伴い、同社を連結範囲より除外しております。

②　持分法の適用の範囲の変更　該当事項はありません。

⑷　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

⑸　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産　最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2年～60年
機械及び装置	2年～17年
車両運搬具	2年～10年
工具、器具及び備品	2年～20年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・のれん　効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。ただし、金額が僅少なものについては発生時に一括で償却しております。

・その他の無形固定資産　定額法によっております。

ハ．リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　連結子会社の従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金　連結子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、国内連結子会社の一部は内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ．連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

２．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「リース債務」は58,003千円であります。

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで区分掲記しておりました営業外収益の「保険差益」及び「受取配当金」は、金額的重要性が減少したため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

（売上原価と販売費及び一般管理費の表示区分変更）

第１四半期連結会計期間より事業損益管理を見直し、従来、「販売費及び一般管理費」として計上していた人件費等を含めた諸経費一部を、「売上原価」として表示することとしました。

この変更は、近年の暖冬による小雪リスクを低減させるためのグリーンシーズン事業強化を契機に、従来当該事業に従事し「販売費及び一般管理費」に計上していた人件費等を原価に振り替える必要が生じたためであり、また、第１四半期連結会計期間に実施した組織変更により管理部門の機能を強化し、費用の発生態様、売上高との関連を見直した結果によるものであります。

４．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　3,652,499千円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額を含んでおります。

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　16,000,400株

(2)当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　154,800株

６．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものには、現金及び預金、売掛金、投資有価証券があります。預金については、主に普通預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、営業管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、管理しております。

金融負債の主なものには、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、リース債務(短期)、リース債務(長期)、短期借入金、１年内返済予定の長期借入金、長期借入金があります。営業債務であります買掛金、未払金は、１年以内の支払期日です。未払法人税等は、法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額であり、そのほぼ全てが２ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。未払消費税等は、消費税及び地方消費税の未払額であり、そのほぼ全てが２ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。ファイナンス・リースに係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、リース債務(短期)の返済期限は1年以内であり、リース債務(長期)の返済期限は１年を超えて５年以内であります。借入金は子会社の必要な資金の調達を目的としたものであり、短期借入金及び１年内返済予定の長期借入金の返済期限は1年以内であり、長期借入金の返済期限は１年を超えて５年以内であります。また、これらの営業債務及び金銭債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社は月次に資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2020年７月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((※)参照）。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	4,637,248	4,637,248	－
(2) 売掛金	68,295		
貸倒引当金（※1）	△320		
	67,975	67,975	－
資産計	4,705,224	4,705,224	－
(1) 買掛金	18,682	18,682	－
(2) 未払金	153,357	153,357	－
(3) 未払法人税等	160,206	160,206	－
(4) 未払消費税等	128,123	128,123	－
(5) リース債務(短期)	68,643	69,433	790
(6) リース債務(長期)	217,033	218,569	1,536
(7) 短期借入金	1,000,000	1,000,000	－
(8) 1年内返済予定の長期借入金	60,000	60,162	162
(9) 長期借入金	1,090,000	1,086,300	△3,699
負債計	2,896,046	2,894,837	△1,209

(※1)売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等、(4)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)リース債務(短期)、(6)リース債務(長期)

リース債務の時価は、元利金の合計額を当該リース債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7)短期借入金、(8)1年内返済予定の長期借入金、(9)長期借入金

借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の借入期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（投資有価証券、連結貸借対照表計上額11,300千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

7．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　　362円99銭
⑵　１株当たり当期純利益　　8円81銭

8．その他の注記

（減損損失に関する注記）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
長野県大町市	スキー場資産他	機械装置、構築物他
長野県北安曇郡小谷村	屋外体験型施設他	構築物他
長野県北安曇郡小谷村	温泉施設他	建物、構築物他

当社グループは、原則として、運営スキー場を中心とする事業地を基準としてグルーピングを行っております。当連結会計年度において、当社グループの資産の内、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（138,809千円）として特別損失に計上しました。

内訳は下記のとおりであります。

	スキー場資産（千円）	屋外体験型施設（千円）	温泉施設（千円）
建物及び構築物	1,905	105,312	1,321
機械及び装置	17,064	－	0
工具、器具及び備品	3,742	4,459	115
車両運搬具	547	－	－
建設仮勘定	3,463	－	－
商標権	－	879	－

〈回収可能価額の算定方法〉

当社グループの回収可能価額は使用価値又は正味売却価額を使用しております。将来キャッシュ・フローがマイナスであるため具体的な割引率の算定は行っておりません。

9．その他追加情報の注記

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症が世界的規模で急速に拡大し、世界的に経済活動の停滞を招いております。

当社グループにおいても施設の稼働や来場動向などが変化しており、今後の新型コロナウイルス感染症による影響の収束時期等によっては、保有資産の減損損失の判定及び繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の影響の収束時期等を見通すことは困難でありますが、当社グループにおいては複数の外部の情報源に基づく情報を踏まえて、当期末から2022年７月期までの約２年間をかけて新型コロナウイルス感染症の影響から回復するとの仮定をおき会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する見積りの不確実性は高く、上記仮定に重要な変化が生じた場合には、翌連結会計年度において、追加的な費用あるいは損失の発生の可能性があります。

10. 重要な後発事象に関する注記

（資本金の減少およびその他資本剰余金の処分について）

当社は、2020年９月14日の取締役会において、下記のとおり、2020年10月17日開催予定の第15回定時株主総会に、資本金の額の減少およびその他資本剰余金の処分の件について付議することを決議いたしました。

①資本金の額の減少の目的

資本効率の向上と今後の柔軟かつ機動的な資本政策等及び株主還元策等を実施できる体制を確保するため、会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、282,001,696円を資本準備金に、384,154,704円をその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づきその他資本剰余金の額の全額を減少し、自己株式の取得を行うものであります。

②資本金の減少の要領

減少する資本金の額

資本金　1,666,156,400円のうち、666,156,400円（減少後の額 1,000,000,000円）

資本金の額の減少の方法

会社法第447条第１項の規定に基づき、発行済株式総数を変更することなく、払い戻しを行わない無償減資とし、減少する資本金の額のうち282,001,696円を資本準備金に、384,154,704円をその他資本剰余金に振り替えます。

③剰余金の処分の要項

会社法第452条の規定に基づき、上記効力が生じた後、その他資本剰余金の全額を自己株式の取得に充当いたします。

④資本金の額の減少の日

⑴取締役会決議日	2020年９月14日
⑵株主総会決議日	2020年10月17日（予定）
⑶債権者異議申述公告日	2020年10月19日（予定）
⑷債権者異議申述最終期日	2020年11月19日（予定）
⑸効力発生日	2020年11月20日（予定）

（自己株式の取得について）

当社は、2020年９月14日の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式の取得について決議いたしました。

①自己株式の取得を行う理由

今後の株主還元の充実と資本政策の機動性を高めることを目的とし、2020年10月17日開催予定の第15回定時株主総会において付議される第１号議案「資本金の額の減少の件」の決議を条件に自己株式の取得を決定したものです。取得の原資については同議案の決議に基づく資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金の額を充当いたします。

②自己株式取得の内容

⑴取得する株式の種類　当社普通株式
⑵取得する株式の総数　別途取締役会で決議することとしております。
⑶株式取得の総額　384,154,704円（上限）
⑷取得する期間　別途取締役会で決議することとしております。
⑸取得の方法　別途取締役会で決議することとしております。

株主資本等変動計算書

（2019年８月１日から2020年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,666,156	717,998	717,998	397,014	397,014	△114,612	2,666,555	53,250	2,719,806
当期変動額									
当期純利益				143,335	143,335		143,335		143,335
自己株式の取得						△102,045	△102,045		△102,045
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								5,454	5,454
当期変動額合計	－	－	－	143,335	143,335	△102,045	41,290	5,454	46,744
当期末残高	1,666,156	717,998	717,998	540,349	540,349	△216,658	2,707,846	58,705	2,766,551

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　３年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・商標権　　定額法（10年）によっております。

⑶ 引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑷ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ.消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ.連結納税制度の適用

当社は、連結納税制度を適用しております。

2．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　　318,307千円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額を含んでおります。

⑵ 関係会社に対する金銭債権、債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	153,585千円
短期金銭債務	23,408千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	552,441千円
仕入高	21千円
販売費及び一般管理費	1,268千円
営業取引以外の取引高	52,015千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　255,500株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	141,555千円
貸倒引当金	120,075
繰越欠損金	71,024
その他	23,300
小計	355,956
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△71,024
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△284,932
評価性引当額　小計	△355,956
合計	－
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金資産の純額	－千円

7．関連当事者との取引に関する注記

（1） 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

（2） 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社鹿島槍	所有直接100%	資金の貸付役員の兼任	資金の回収（注1・2）	100,000	関係会社長期貸付金	430,000
				利息の受取（注1）	2,731		
子会社	株式会社北志賀竜王	所有直接100%	コンサルティング受託役員の兼任	配当の受取	100,000	—	—
子会社	川場リゾート株式会社	所有直接99.9%	コンサルティング受託	配当の受取	50,803	—	—
子会社	白馬観光開発株式会社	所有直接99.2%	コンサルティング受託役員の兼任資金の貸付	資金の貸付（注1）	300,000	—	—
				資金の回収（注1）	300,000	—	—
				利息の受取（注1）	535	—	—
				子会社株式の取得（注3）	395,062	—	—
				配当の受取	220,219	—	—

子会社	株式会社スパイシー	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の回収 （注1）	125,000	―	―
子会社	めいほう高原開発株式会社	所有 直接80.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の回収 （注1）	320,000	関係会社長期貸付金（1年内回収予定を含む）	100,000
				利息の受取 （注1）	754		
子会社	株式会社ハーレスキーリゾート	所有 直接83.9%	資金の貸付	資金の回収 （注1）	100,000	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

2．子会社への貸倒懸念債権に対し、合計393,886千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計47,833千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

3．子会社株式の取引価格については、事業計画や過去の収支に基づき独立した第三者による株価算定を勘案し、白馬観光開発株式会社と協議の上決定しおります。

8．1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額　171円98銭

⑵　1株当たり当期純利益　9円05銭

9．その他追加情報の注記

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

10．重要な後発事象に関する注記

（資本金の減少およびその他資本剰余金の処分について）

当社は、2020年9月14日の取締役会において、下記のとおり、2020年10月17日開催予定の第15回定時株主総会に、資本金の額の減少およびその他資本剰余金の処分の件について付議することを決議いたしました。

①資本金の額の減少の目的

資本効率の向上と今後の柔軟かつ機動的な資本政策等及び株主還元策等を実施できる体制を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、282,001,696円を資本準備金に、384,154,704円をその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づきその他資本剰余金の額の全額を減少し、自己株式の取得を行うものであります。

②資本金の減少の要領

減少する資本金の額

資本金　1,666,156,400円のうち、666,156,400円（減少後の額 1,000,000,000円）

資本金の額の減少の方法

会社法第447条第１項の規定に基づき、発行済株式総数を変更することなく、払い戻しを行わない無償減資とし、減少する資本金の額のうち282,001,696円を資本準備金に、384,154,704円をその他資本剰余金に振り替えます。

③剰余金の処分の要項

会社法第452条の規定に基づき、上記効力が生じた後、その他資本剰余金の全額を自己株式の取得に充当いたします。

④資本金の額の減少の日

⑴取締役会決議日	2020年９月14日
⑵株主総会決議日	2020年10月17日（予定）
⑶債権者異議申述公告日	2020年10月19日（予定）
⑷債権者異議申述最終期日	2020年11月19日（予定）
⑸効力発生日	2020年11月20日（予定）

（自己株式の取得について）

当社は、2020年９月14日の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式の取得について決議いたしました。

①自己株式の取得を行う理由

今後の株主還元の充実と資本政策の機動性を高めることを目的とし、2020年10月17日開催予定の第15回定時株主総会において付議される第１号議案「資本金の額の減少の件」の決議を条件に自己株式の取得を決定したものです。取得の原資については同議案の決議に基づく資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金の額を充当いたします。

②自己株式取得の内容

⑴取得する株式の種類	当社普通株式
⑵取得する株式の総数	別途取締役会で決議することとしております。
⑶株式取得の総額	384,154,704円（上限）
⑷取得する期間	別途取締役会で決議することとしております。
⑸取得の方法	別途取締役会で決議することとしております。